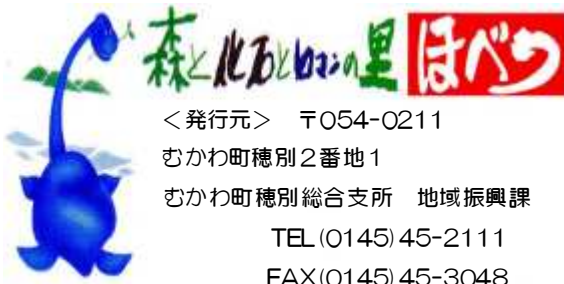


穂 別

穂別地区2月1日住基人口 3,383人(1,630世帯)

<前月比 Δ1人(±0世帯)>

地域自治区だより



<発行元> 〒054-0211

むかわ町穂別2番地1

むかわ町穂別総合支所 地域振興課

TEL(0145)45-2111

FAX(0145)45-3048

第2期第6回穂別地域協議会開催結果

第2期第6回目の穂別地域協議会が1月27日(水)に行われました。2010年の新春ムードも一段落しましたが先ずは新年の挨拶を交わしながらスタートし、今後の協議方向について話し合われました。(詳細についてはむかわ町ホームページでも後日紹介します。)

《第6回穂別地域協議会の概要》

最初に行政側からの報告事項があり、合併後に統一できなかった両地区基準のうち、自治会支援費の統一と街灯の地域負担の統一問題について統一案ができたため、自治会長を集めて協議され、了承された内容について地域協議会委員にも説明がされました。これにより基準統一問題は大方解決されたことになります。

① 自治会支援費については、両地区支援基準を統一し、穂別地区の支援費を上げる形で鷗川地区基準に合わせることにしました。これにより穂別地区では約100万円の自治会交付金が増えることとなりました。

② 外灯の受益負担問題については、鷗川地区で住民が3割負担をしてきたこともあり、穂別地区でも受益者負担の原則を取り入れることにしました。このため、本来的に行政が負担すべき街路灯と公共性はあるが受益者負担の原則を導入すべき防犯灯に区分し、「街路灯はこれまで通り全額を町が負担、防犯灯については、電気料の2割を住民が負担していくこと。」が決められました。同時に、既に役割を果たした街灯もあること、老朽化により計画的な更新が必要な箇所があることから、防犯灯管理委員会を両地区ごとに各自治会代表者で設置し、新たな設置基準を作成しながら、更新・配置転換計画を協議していくことにしました。これにより、穂別地区が新たに負担する電気料が約100万円となり、自治会交付金の増額分と均衡するため、実質的な負担増は生じない形となりました。ただし、現状の防犯灯をそのまま維持することとなると、多額の電気料負担が生じるため、140基以上の撤去をしていかないといずれは戸数の減少により受益者負担額が上がることとなるため、門灯など個人的な利用意義しかないものは撤去するか全額個人負担にしていくことにしていかなければいけません。そのための設置基準やルールを防犯灯管理委員会が自主的に取り決めていかなければいけません。

<裏面へ続く>



《第2期第7回穂別地域協議会の開催予定》

- 1 日 時：平成22年3月18日(木)午後7時00～
- 2 ところ：町民センター
- 3 内 容：第3回合同会議の反省と今後の協議について

次に、旧和泉小学校を活用した木育推進の考え方について説明がありましたが、委員からは募集動向について関心が示され、地域協議会としても期待しながら支援していくこととなりました。



次に、②今後の協議についてが議題とされ、新しい委員となって半年が経過し、様々な協議をしてきたが、なかなか結論を導くような議論ができなかったこと。今後、穂別地区での公共施設の再編問題や、まちづくりの方針に対する提言など進めていくことが確認されました。

その中の大きな一つである、体験館の今後については、さらに情報を集め、地域協議会としての結論を出していく方向で進めていくこととされました。

また、高速道路が平成23年に開通することから、その影響について懸念されること。これまで、道道・国道274号線、そして高速道路と進む交通体系の整備に伴い、商工業者や農家が色々な影響を受けてきたこと。今、国道274号線を通る人達に穂別地区の良さや特産品を売り込まないと、高速道路が開通した後では手遅れとなり、穂別に人を呼び込むことはますます困難になるのではないかといっ

た意見が聞かれました。

次に、第3回合同会議の内容について協議され、平成20年に開かれた第2回合同会議では、「合併後の検証」というテーマで意見交換を行ったが、検証を行うには時期尚早であったという反省もあり、もう少し前向きで、これからの新しいまちづくりへの期待を込めたテーマにしてはいかがかとの意見が出されました。合同会議の内容については、今後鶴川地区協議会とも調整しながら内容を固めていくこととしました。

第3回合同会議はむかわ町のまちづくり講演会として町内会連合会と合同で開催されることとなりました。内容については、平成22年2月26日開催のため、次回の自治区便りでお知らせします。

ふるさと穂別を綺麗な町並みのまちにしましょう。

穂別地域協議会では、穂別の景観を大切に守り育て、次世代の後継者に自信を持って渡せるよう、「穂別景観宣言」を行って、環境・景観整備に力を入れております。

誰にでも無理なく取り組める取組みとして家の回りを花や緑で飾り、適切な手入れに心がけましょう。

自分の家ばかりでなく、自宅付近の道路や公共施設についても、ゴミなどが散乱しないよう清掃・美化活動に協力しましょう。

空き地や空屋が管理放棄されないよう、地域で協力して環境美化を呼びかけましょう。

何でも結構です、皆さんができるところから始めて頂いて、ふるさと穂別が美しいまちになり、住む人・訪れる人にとって癒しの空間となるよう、地域全体の取組みにまで進めていきましょう。

《穂別地区景観マップを作成します。3月中に印刷して4月までに配布したいと考えております。》